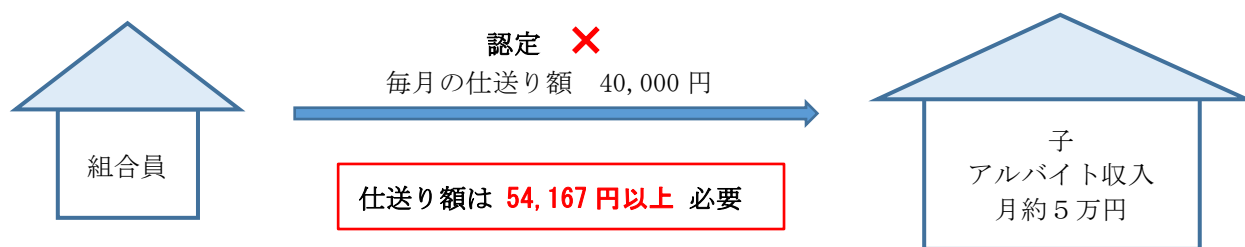


経済的援助額（仕送り額）の基準は次のとおりとなり、**毎月一定額**を送金することを原則とします。

※ 手渡しによる方法、日用品・食料品等の現物による方法、数か月分をまとめて送金する方法等は認めておりません。

- ① 仕送り額が、組員と別居している被扶養者 1 人につき、
- i : 被扶養者の総収入（仕送り額等を含む。）の 3 分の 1
 - ii : 最低仕送り額 年額 65 万円（月額 54,167 円）
- のいずれか高い額を下回る場合には、被扶養者として認められません。
- ② 組員と別居している被扶養者が 2 人以上で同居している場合は、仕送り額が、
- i : 同居している被扶養者の総収入（仕送り額等を含む。）の 3 分の 1
 - ii : 最低仕送り額 年額 130 万円（月額 108,334 円）
- のいずれか高い額を下回る場合には、被扶養者として認められません。
- ③ 被扶養者（組員の配偶者である被扶養者を除く。）に配偶者がいる場合（父母等）で、被扶養者及びその配偶者（以下「夫婦」という。）が同居している場合は、仕送り額が、
- i : 夫婦の総収入（夫婦一方の認定の場合であっても、仕送り額等を含む双方の収入を合算した額）の 3 分の 1
 - ii : 最低仕送り額 年額 130 万円（月額 108,334 円）
- のいずれか高い額を下回る場合には、被扶養者として認められません。
- ※ 夫婦が別居している場合は、上記①となります。

例 1) 別居している子への仕送り額（①の場合）



被扶養者認定に必要な仕送り額… i、ii いずれか高い額

i : 30,000 円（子の総収入額（アルバイト 5 万円＋仕送り 4 万円）の 1/3 の額）

ii : **54,167 円**（最低仕送り額）

⇒ 毎月の仕送り額が、最低仕送り額（ii）を下回るため、認定不可となります。

参考

- ・ 収入基準額 130 万円未満の者への仕送り額は、毎月 54,167 円以上必要
- ・ 収入基準額 130 万円以上 180 万円未満の者への仕送り額は、被扶養者の総収入（仕送り額等を含む。）の 1/3 以上の額が必要

例 2) 別居している配偶者及び子への仕送り額 (②の場合)



被扶養者認定に必要な仕送り額… i、ii いずれか高い額

i : 60,000 円 (配偶者及び子の総収入額 (パート 9 万円 + 仕送り 9 万円) の 1/3 の額)

ii : **108,334 円** (最低仕送り額)

⇒ 毎月の仕送り額が、最低仕送り額 (ii) を下回るため、認定不可となります。

例 3) 別居している父母への仕送り額 (③の場合)



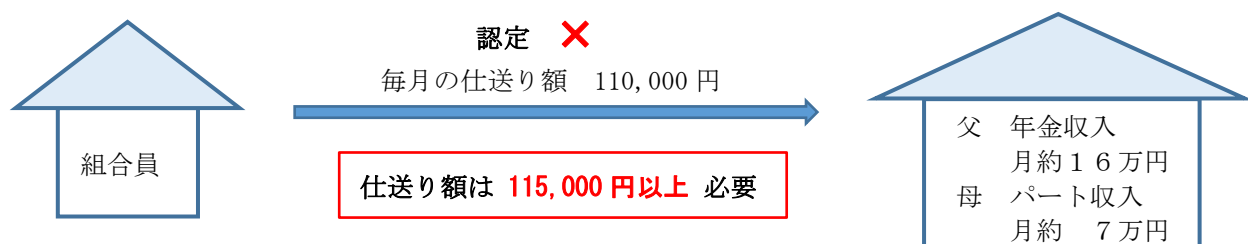
被扶養者認定に必要な仕送り額… i、ii いずれか高い額

i : 100,000 円 (父母の総収入額 (年金 20 万円 + 仕送り 10 万円) の 1/3 の額)

ii : **108,334 円** (最低仕送り額)

⇒ 毎月の仕送り額が、最低仕送り額 (ii) を下回るため、認定不可となります。

例 4) 別居している父母への仕送り額 (③の場合)



被扶養者認定に必要な仕送り額… i、ii いずれか高い額

i : **113,334 円** (父母の総収入額 (年金・パート 23 万円 + 仕送り 11 万円) の 1/3 の額)

ii : 108,334 円 (最低仕送り額)

⇒ 毎月の仕送り額が、父母の総収入の 1/3 以上の額 (i) を下回るため、認定不可となります。